

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法  
(平成23年法律第110号・抜粋)

(除染特別地域の指定)

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分(以下「除染等の措置等」という。)を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

2～5 (略)

(汚染状況重点調査地域の指定)

第三十二条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域(除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。)として指定するものとする。

2～5 (略)

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定)

第三十四条 都道府県知事又は政令で定める市町村の長(以下「都道府県知事等」という。)は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2～6 (略)

(除染実施計画)

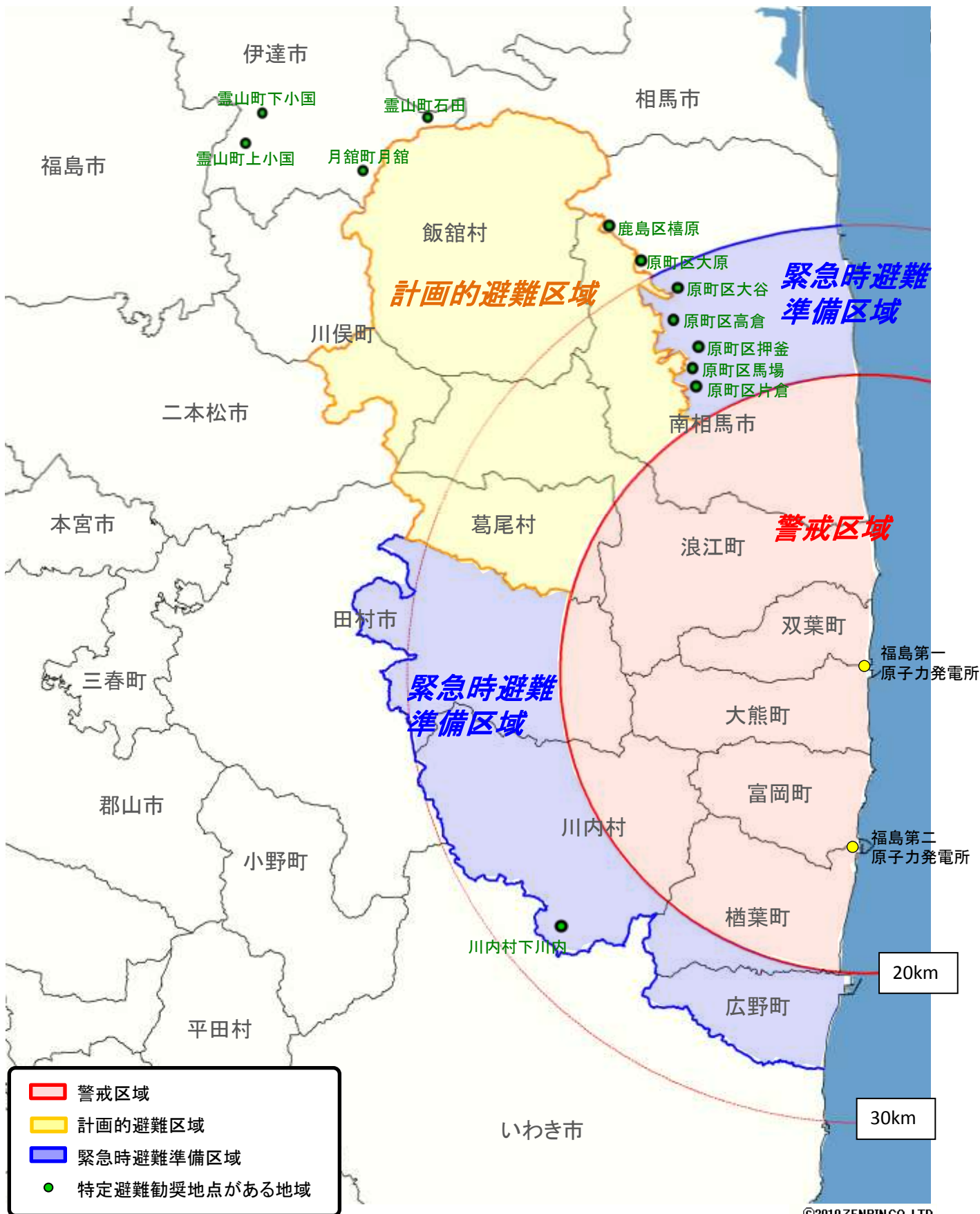
第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であつて、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画(以下「除染実施計画」という。)を定めるものとする。

2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
- 二 除染実施計画の対象となる区域

- 三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
  - 四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置
  - 五 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期
  - 六 除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に関する事項
  - 七 その他環境省令で定める事項
- 3～5 (略)

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図  
(平成23年8月3日現在)



## 追加被ばく線量年間1ミリシーベルト、5ミリシーベルトの考え方

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト、5ミリシーベルトは、一時間当たりの空間線量率に換算すると、それぞれ毎時0.23マイクロシーベルト、0.99マイクロシーベルトにあたる。

その考え方は、以下のとおり。

## 追加被ばく線量の考え方

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。(出典：原子力安全研究協会「生活環境放射線」平成4年)。

※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルトであり、これを一時間当たりに換算(24時間 × 365日で割る)した数値

- ② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。(1日のうち屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)

※毎時0.19マイクロシーベルト × (8時間 + 0.4 × 16時間) × 365日  
= 年間1ミリシーベルト

- ③ 通常のガンマ線サーベイメーターでは、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分のみが測定されるため(宇宙からの放射線は測定されない)、

$$0.19 + 0.04 = \underline{\text{毎時 } 0.23 \text{ マイクロシーベルト}}$$

$$0.19 \times 5 + 0.04 = \underline{\text{毎時 } 0.99 \text{ マイクロシーベルト}}$$

が、それぞれ追加被ばく線量年間1ミリシーベルト、5ミリシーベルトにあたる。

## 収集・運搬の基準の要素（案）

## 【1 人への影響・周辺環境の観点（他の基準と共通）】

- ① 収集・運搬時の除去土壌の飛散・流出防止（容器に入れることを含む。）
- ② 収集・運搬に伴う騒音・振動等による生活環境の保全
- ③ 収集・運搬時の除去土壌による人の健康・生活環境に係る被害の発生防止

（理由・考え方）

除去土壌等に含まれる放射性物質等の影響から周辺住民やその生活環境を保護するため、上記規定は必要ではないか。

## 【2 車両・施設】

- ① 運搬車両からの飛散・流出防止
- ② 運搬車両であることの標示

（理由・考え方）

1と同様。

## 【3 その他】

- ① 収集・運搬時の分別
- ② 収集・運搬を行う者に関する文書の携帯
- ③ 収集・運搬時の事故に備えた機材の携行
- ④ 収集・運搬を行った土壌の量、収集元、運搬先等の記録と当該記録の保存

（理由・考え方）

- ①については、除去土壌がその他の土壌と混合されることにより、管理されるべき土壌が不明確となることを避けるため、必要ではないか。
- ②については、その他の土壌の保管先への搬入を避けるため、必要ではないか。
- ③については、運搬車両の事故（車両火災、横転による土壌の飛散等）の発生に対応できるよう、人の健康・生活環境の保全の観点から、必要ではないか。
- ④については、除去土壌の運搬先を把握するなどの管理のために必要ではないか。

## 【論点】

- ・ 放射線防護のために必要な措置として、必要と考えられる措置はあるか。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法  
(平成23年法律第110号・抜粋)

(土壌等の除染等の措置の基準)

第四十条 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならない。

- 2 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。
- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(除去土壌の処理の基準等)

第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

- 2 除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。
- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。